

新旧対照表

2023年7月25日改正

電磁的方法による書面等の交付等に関する承諾書

(下線部変更)

新	旧
<p>1. 電子交付等</p> <p>電子交付とは、金融商品取引法等で金融商品取引業者（当社）からお客様への交付が義務付けられております各種交付書面等を、書面による交付に代えて電子情報処理組織（当社の使用に係るコンピュータとお客様の使用に係るコンピュータとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。）を使用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により交付することをいいます。<u>契約締結前交付書面、各種報告書等お客様固有の書面である場合には、お客様のログインページ（ログインID、パスワード等入力後に掲載されるお客様専用ページをいいます。以下同じ。）で閲覧いただきます。また、お客様へ交付する書面等が共通の書面である場合には、当社の公式ホームページ（一般に公開しているページをいいます。以下同じ。）でもご覧いただきます。</u>ご提供する書面等は、<u>お客様のログインページまたは当社の公式ホームページにPDFファイル等で提供します。</u></p> <p>2. 電子交付等の対象書面の種類</p> <p><u>電子交付等の対象書面の種類は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引業に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、自主規制法人関係諸規則その他関係法令・諸規則により電磁的方法による交付等が認められている書面、並びにその他当社とお客様の権利・義務に関する書類のうち、次の各号に掲げるものとします。</u></p> <p>① ～ ⑨ （変更なし）</p>	<p>1. 電子交付等</p> <p>電子交付とは、金融商品取引法等で金融商品取引業者（当社）からお客様への交付が義務付けられております各種交付書面等を、書面による交付に代えて電子情報処理組織（当社の使用に係るコンピュータとお客様の使用に係るコンピュータとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。）を使用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により交付することをいいます。契約締結前交付書面、各種報告書等は、お客様のログインページ（ログインID、パスワード等入力後に掲載されるお客様専用ページをいいます。以下同じ。）で閲覧いただきます。ご提供する書面等は、お客様のログインページにPDFファイル等で提供し保護しています。</p> <p>2. 電子交付等の対象書面の種類</p> <p>対象書面の種類は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引業に関する内閣府令、金融商品取引所受託契約準則、自主規制法人関係諸規則その他関係法令・諸規則により電磁的方法による交付等が認められている書面、並びにその他当社とお客様の権利・義務に関する書類のうち、次の各号に掲げるものとします。</p> <p>① ～ ⑨ （省略）</p>

<p><u>7. 承諾の変更</u></p> <p><u>当社は、法令等の変更や監督官庁の指示その他の必要な事態が発生したときに、本承諾内容を変更することができるものとします。</u></p> <p><u>なお、本承諾内容を変更する旨及び変更後の本承諾の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社の公式ホームページなどへの掲載等、当社所定の方法によりお客様に対して周知いたします。</u></p>	<p>(追加)</p>
<p><u>8. 免責事項</u></p> <p>(変更なし)</p>	<p><u>7. 免責事項</u></p> <p>(省略)</p>

以上